

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	尾道福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人尾道さつき会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	夜・通信	1,380	160	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務室にて希望者全員に閲覧。学生には全員に配布。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	尾道福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人尾道さつき会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	実践的かつ専門的な職業教育を実施するために企業等と連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程（カリキュラム）の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善工夫等を含む。）に活かすことを目的に設置する

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
私立大学教授	令和2年8月10日～令和4年8月9日	医療福祉学部で長年介護福祉等養成教育に従事。
社会福祉法人施設長	令和2年8月10日～令和4年8月9日	特別養護老人ホームサンライズ大池の施設長。
株式会社代表者	令和2年8月10日～令和4年8月9日	グループホームみなりっこ経営、認知症に対して造詣が深い。
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	尾道福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人尾道さつき会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画(シラバス)の作成過程	
<ul style="list-style-type: none"> ● 2月頃：前年度までの学生の学習、到達状況の確認(成績評価、学生アンケート結果から) ● 2月頃：他科目との連携や調整のシラバス会議の実施 ● 2月頃：教育に含むべき事項との照らし合わせ ● 3月頃：二年課程での科目や授業内容の位置付け、介護実習の時期を考慮した学習進度の検討 	
授業計画の作成・公表時期	
<ul style="list-style-type: none"> ● 3月頃：到達目標、授業内容の明確化 ● 3月頃：評価方法の明示 ● 3月頃：年度開始前に公表 	
授業計画書の公表方法	事務室にて希望者全員に閲覧。学生には全員に配布。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
定期試験受験資格について	
各定期試験までの出席回数が、3分の2(但し、介護実習については5分の4)に満たない場合は、該当科目の定期試験の受験資格を失う。	
履修科目の認定評価について	
各授業科目のシラバスに記載した基準に沿って行う。	
各定期試験の結果、6割以上の成績を修めたものを合格とし、単位を付与する。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- (1) 学期毎に定期試験等により評価を行う。試験実施の詳細は、試験が近づいたところで教務担当より学生に連絡する。
- (2) 評価には、筆記試験・レポート評価・実技試験などがある。シラバスに評価方法を明記し、出題（試験問題作成）、採点、評価を行う。平常点や出席点も考慮。
- (3) 評価は4段階で、その区分は以下のとおり。半期の科目、または通年科目で年間評価が「E」となった場合は、次年度に再履修となる。（但し、通年科目の場合、前後期のいずれかは認定されている場合は、前後期の不認定分のみの履修となる。科目不認定の取り扱いについては（6）を参照。

点数	評価	判定
概ね80点以上	A	合格
同 70～79点	B	合格
同 60～69点	C	合格
同 60点未満	H又はE※	不合格

- (4) 次のような場合は、追試験・再試験を行う。

① 追試験 — 病気その他やむを得ない事情で本試験を欠席した場合

点数	評価	判定
概ね80点以上	B	合格
同 60～79点	C	合格
同 60点未満	E	不合格

② 再試験 — 定期試験の成績が合格点に満たない場合

点数	評価	判定
概ね60点以上	C	合格
同 60点未満	E	不合格

- (5) 通年科目の場合、前期の評価と後期の評価をもとに年間評価を出す。前期または後期の評価が合格ラインに達していない場合は「学期不認定」となり、評価は「E」と表示し、前期または後期の評価を合わせ総合的に評価して、最終的に「認定」（評価は、A、B、C）または「不認定」（評価はE）となる。
- (6) 科目不認定の取り扱い
前期や後期の結果、不合格となった場合、以下のとおり。
 - ・半期の科目の場合、出席数が規定に足りない、又は追再試験の結果不認定の場合
 - ⇨次年度その科目を再履修する。
 - ・通年科目の場合、前期又は後期の出席日数が足りない場合
 - ⇨その前期分（又は後期分）を再履修する。
 - ・前期はC以上となったが、後期が著しく成績が悪く不認定となった場合
 - ⇨後期分を再履修することになり、年間評価は不認定とする。
 - ・前期は不合格（評価は「E」）だったが、後期はC以上となった場合
 - ⇨年間を総合的に判断した上で努力が評価できれば年間評価をCとし、その科目は修了したことになるが、評価できなければ、前期分は再履修となり、年間評価は不認定とする。

<p>・客観的な指標の算出方法 各履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均点を算出する（100点満点で点数化）。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	事務室にて希望者全員に閲覧。学生には全員に配布。
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）</p> <p>卒業認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全科目の認定、卒業時の学力評価試験合格による <p>適切な実施に係る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護福祉士国家試験の合格 ● 介護福祉士に関する専門的な知識技術の習得 ● 社会性や自主性をもって地域に貢献 <p>学生が身に付けるべき資質・能力の目標</p> <p>学生個々が介護福祉士としての役割を理解し、多職種協働やチームケアを体験的に理解するとともに、日常生活の支援を通して、利用者一人ひとりに応じた生活支援ができることを目標とする。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	事務室にて希望者全員に閲覧。学生には全員に配布。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	尾道福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人尾道さつき会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務室にて希望者全員に閲覧。
収支計算書又は損益計算書	事務室にて希望者全員に閲覧。
財産目録	事務室にて希望者全員に閲覧。
事業報告書	事務室にて希望者全員に閲覧。
監事による監査報告（書）	事務室にて希望者全員に閲覧。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,926	1,350	120	456		
		単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位	
			1,926 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		59人	2人	3人	7人	10人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 授業計画（シラバス）の作成過程
<ul style="list-style-type: none"> ● 2月頃：前年度までの学生の学習、到達状況の確認（成績評価、学生アンケート結果から） ● 2月頃：他科目との連携や調整のシラバス会議の実施 ● 2月頃：教育に含むべき事項との照らし合わせ ● 3月頃：二年課程での科目や授業内容の位置付け、介護実習の時期を考慮した学習進度の検討

授業計画の作成・公表時期

- 3月頃：到達目標、授業内容の明確化
- 3月頃：評価方法の明示
- 3月頃：年度開始前に公表

成績評価の基準・方法

(概要)

定期試験受験資格について

各定期試験までの出席回数が、3分の2（但し、介護実習については5分の4）に満たない場合は、該当科目の定期試験の受験資格を失う。

履修科目の認定評価について

各授業科目のシラバスに記載した基準に沿って行う。

各定期試験の結果、6割以上の成績を修めたものを合格とし、単位を付与する

- (1) 学期毎に定期試験等により評価を行う。試験実施の詳細は、試験が近づいたところで教務担当より連絡する。
- (2) 評価には、筆記試験・レポート評価・実技試験などがある。シラバスに評価方法を明記し、出題（試験問題作成）、採点、評価を行う。平常点や出席点も考慮。
- (3) 評価は4段階で、その区分は以下のとおり。半期の科目、または通年科目で年間評価が「E」となった場合は、次年度に再履修となる。（但し、通年科目の場合、前後期のいずれかは認定されている場合は、前後期の不認定分のみの履修となる。科目不認定の取り扱いについては（6）を参照。

点数	評価	判定
概ね80点以上	A	合格
同 70～79点	B	合格
同 60～69点	C	合格
同 60点未満	H又はE※	不合格

- (4) 次のような場合は、追試験・再試験を行う。

- ① 追試験 — 病気その他やむを得ない事情で本試験を欠席した場合

点数	評価	判定
概ね80点以上	B	合格
同 60～79点	C	合格
同 60点未満	E	不合格

- ② 再試験 — 定期試験の成績が合格点に満たない場合

点数	評価	判定
概ね60点以上	C	合格
同 60点未満	E	不合格

- (5) 通年科目の場合、前期の評価と後期の評価をもとに年間評価を出す。前期または後期の評価が合格ラインに達していない場合は「学期不認定」となり、評価は「E」と表示し、前期または後期の評価を合わせ総合的に評価して、最終的に「認定」（評価は、A、B、C）または「不認定」（評価はE）とな

<p>る。</p> <p>(6) 科目不認定の取り扱い 前期や後期の結果、不合格となった場合、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半期の科目の場合、出席数が規定に足りない、又は追再試験の結果不認定の場合 <p>⇨次年度その科目を再履修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年科目の場合、前期又は後期の出席日数が足りない場合 <p>⇨その前期分（又は後期分）を再履修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期はC以上となったが、後期が著しく成績が悪く不認定となった場合 <p>⇨後期分を再履修することになり、年間評価は不認定とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期は不合格（評価は「E」）だったが、後期はC以上となった場合 <p>⇨年間を総合的に判断した上で努力が評価できれば年間評価をCとし、その科目は修了したことになるが、評価できなければ、前期分は再履修となり、年間評価は不認定とする。</p>

<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>卒業認定は、全科目の認定、卒業時の学力評価試験合格による卒業認定会議により、全専任教員による承認を得る。</p> <p>卒業認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全科目の認定、卒業時の学力評価試験合格による <p>適切な実施に係る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護福祉士国家試験の合格 ● 介護福祉士に関する専門的な知識技術の習得 ● 社会性や自主性をもって地域に貢献 <p>学生が身に付けるべき資質・能力の目標</p> <p>学生個々が介護福祉士としての役割を理解し、多職種協働やチームケアを体験的に理解するとともに、日常生活の支援を通して、利用者一人ひとりに応じた生活支援ができることを目標とする。</p>
--

<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>介護福祉士資格取得率 100%に向けた支援</p> <p>就職率 100%に向けた支援</p> <p>退学者の低減に向けた個別支援</p>

<p>卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）</p>			
<p>卒業者数</p>	<p>進学者数</p>	<p>就職者数 (自営業を含む。)</p>	<p>その他</p>
<p>23人 (100%)</p>	<p>1人 (4.3%)</p>	<p>22人 (95.7%)</p>	<p>0人 (0.0%)</p>
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>介護職、社会福祉法人</p>			

(就職指導内容) 就職活動ガイダンス・ジョブカード講習・模擬面接
(主な学修成果(資格・検定等)) 国家資格：介護福祉士(全員合格)
(備考)(任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
52人	4人	7.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 2者面談・3者面談の実施 関係機関との連携		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
介護福祉科	100,000 円	800,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://onofuku.ac.jp/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>(1) 主な評価項目 「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づいて行った自己評価結果をもとに学校運営・教育活動・学習成果・学生支援・学生の受入れ募集・社会貢献・地域貢献等について評価を頂く。</p> <p>(2) 評価委員の構成 企業・団体関係者、地域住民、卒業生、保護者等から、その目的に沿った適切な人数(4人以上で構成する。)を学校長が選任する。</p> <p>(3) 評価結果の活用方法 次年度以降のカリキュラム編成の参考にすると共に学校運営の安定化に向けた学校経営計画に反映させる。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
尾道市福祉保健部高齢者福祉課	令和2年10月1日～ 令和4年9月30日	地方公共団体役職員
広島県立御調高校	令和2年10月1日～ 令和4年9月30日	学術機関等の有識者
社会福祉法人泰清会	令和2年10月1日～ 令和4年9月30日	関係施設の役職員
全国老人福祉施設協議会	令和2年10月1日～ 令和4年9月30日	関係施設の役職員
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://onofuku.ac.jp/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

--

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://onofuku.ac.jp/
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	尾道福祉専門学校
設置者名	社会福祉法人尾道さつき会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		0人	0人	0人
内 訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				0人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

- (1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

- (2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に 連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

- 上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

- (3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期 後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。